



高松市告示第494号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

令和8年9月4日

高松市長 大西 秀人

名 称	医療機関番号	休止年月日
ふじわら歯科医院	0133844	令和8年4月1日
有限会社 久間薬局	0142355	令和8年4月1日